

衣や鉢の adhi-√ sthā-

岸 野 亮 示

(京 都 大 学)

は じ め に

本稿は、律文献に見られる adhi-√ sthā の派生語（以後、それら、及び、それらの言葉で表される行為を adhi-√ sthā- と表記する）について考察するものである。仏教文献全般に見られる adhi-√ sthā- については、渡辺（1977）による詳細な研究が存在する。渡辺は、adhi-√ sthā- が、仏陀やすぐれた菩薩たちが持つ超自然的な力を意味するという、その用例が大乗仏典だけでなく、所謂「小乗」の仏典にも見られるということ、さらには、その意味が、いかなる辞書にも独立した項目としては記載されていないことを指摘している。その上で、自らは、そうした adhi-√ sthā- を、一貫して「加持」という訳語を使って表記し、それを一つの術語として扱っている。

渡辺は、パーリ語文献から大乘経典にいたるまでの様々な仏教文献を研究対象としている。しかし、そこには律文献が含まれていない。厳密に言えば、「パーリ律」中のいくつかの用例は言及されているのであるが、それらは、いずれも律規則そのものとは殆ど関係の無い、仏陀にまつわる因縁譚における用例に過ぎない。律規則そのものにかかわる用例、つまり、比丘や比丘尼たちが日常的に行う行為としての adhi-√ sthā- の用例は、全く考察されていないのである。

一方、律文献中の、そのような、実際の日常的行為としての adhi-√sthā- は、これまで多くの研究者の頭を悩ませてきた。渡辺と同様に、彼等もまた、辞書に記載されている意味では、それらが捉えきれないことを指摘し、中には、自ら、文脈に沿う新たな意味内容を提示する者もいた。だが、それらは、考察対象とされた用例が限定的であるため、なお検討の余地を残している。未だに考察されていない adhi-√sthā- の用例が律文献には散在しているのである。

このような背景により、律文献に見られる adhi-√sthā- を考察するにあたっては、以下の二点が問題となってくる。一つは、律文献中の、通常の比丘・比丘尼が行う行為としての adhi-√sthā- は、渡辺の定義する「加持」といかなる関係にあるのか、という点。いま一つは、律文献中の adhi-√sthā- の意味内容として既に提示されている見解は、未だ考察されていない用例にも当てはまるものであるのか、もし当てはまらないとしたら、adhi-√sthā- はどのように理解されるべきものであるのか、という点である。これら二点ともが、直ちに明らかにされるべきであるが、紙数をはじめとする様々な制約がある本稿においては、とても扱いきれない。とりわけ、前者に関しては、律文献の範囲を越えた、幅広い仏教文献全般の知識が必要とされる。したがって、本稿では、後者に焦点を当てる。つまり、律文献に見られる adhi-√sthā- の意味内容を、先行研究が扱っていない用例も用いて律文献の範囲内において考察する。前者については、また別の機会に若干の考察を試みる予定である。

なお、律文献に見られる adhi-√sthā- に関しては、大きく二つに分けることができる。一つは、僧団の儀式や行事に関わる用例 (adhi-√sthā- の目的語が、儀式そのものや罪といった抽象的なものである用例)。いま一つは、衣や鉢に関わる用例 (adhi-√sthā- の目的語が、衣や鉢と

— 182 — 衣や鉢の adhi-√sthā- (岸野亮示)

いった具体的なものである用例)である。前者については、既に拙稿(岸野 [2008])において取り上げたので、本稿では後者を取り上げる。

資 料

資料としては、基本的には、一般に「広律」と呼ばれる律文献を用いた。即ち、「パーリ律」(Vin. I-V)・『五分律』(T. 1421 [22])・『摩訶僧祇律』(T. 1425 [22])・『四分律』(T. 1428 [22])・『十誦律』(T. 1435 [23])・「根本説一切有部律」(梵GMs・藏Der. 1-7, Pek. 1030-1037・漢T. 1442 [23]-1452 [24])である。しかしながら、結果的には「根本説一切有部律」(以下「根本有部律」と略す)が主なる資料とならざるをえなかった。これには二つの理由がある。一つは、「パーリ律」においては、adhi-√sthā-の用例が少ないという理由。いま一つは、他の漢訳諸律に関しては、対照できるインド語資料があまりないため adhi-√sthā- がどのように訳されているのかを確かめることができないという理由である。確かに、平川(1993: 70, 403-405)をはじめとする先行研究が示す通り、「受持」という語が adhi-√sthā- の訳語である可能性は高い。⁽¹⁾ 事実、大衆部系の比丘尼律資料においては、adhi-√sthā- と「受持」の対応を確認できる用例が一例存在する(Roth § 176; 脚注の17を参照)。しかしながら、「受持」の背後には、必ず adhi-√sthā- が存在するとは断定できない。というのも、「受持」は、律文献以外の仏教文献においては、adhi-√sthā- ではない語の訳語として用いられることも多いようであり、⁽²⁾ また、律文献においても、例えば、「受持」という術語として存在しているのか、あるいは単に「受」と「持」という二語が連続して存在しているだけであるのか判別し難い用例が見られたりするからである。⁽³⁾

一方、「根本有部律」においては、多くの用例を容易に見つけることができる。というのも、比較的まとまった量のサンスクリット資料が存在し、さらには西藏語訳資料も漢訳資料も存在するからである。西藏語訳においては adhi-√ sthā- に対して、byin gyis rlob pa という一定の訳語が与えられている。また、漢訳（義浄訳）においては、adhi-√ sthā- に対して「守持（shōuchí）」という訳語が、比較的一定して与えられていることが、サンスクリット・西藏語訳資料との対照から確認することができる（なかには「受持（shòuchí）」の語が用いられている場合もあるが「守持」の場合に比べると圧倒的に少ない）。

したがって、本稿では、明確に adhi-√ sthā- の用例を数多く確認することができる「根本有部律」の用例を、主なる考察対象としている。それ以外の諸広律に関しては、「受持」等の語が見られる対応箇所を脚注に挙げるにとどめている。

本 論

1 take possession of ?

衣や鉢に関わる adhi-√ sthā- を訳すにあたっては、BHSD 中の adhiṭṭhāti, adhiṣṭhahati, adhiṣṭhāti の項目に挙げられている to take (formal) possession of という訳語を選択するのが、もっとも無難であり、賢明であろう。事実、この訳語——渡辺が考察するように adhi-√ sthā の基本的な意味の一つである to control という意味からの派生と思われる——は、Chang (1957) が使用して以来、多くの研究者によって使われてきた。この訳語に関して先ず言えることは、括弧でくくられている formal という語が、律文献における adhi-√ sthā- を理解するにあたっては

欠かせないという点である。例えば「根本有部律」中の *Uttaragrantha* に含まれている、所謂「ウパーリ問答」においては、次のような問答が存在する。

- 「ウパーリ問答」 (Der. *Na* 53a5-6; Pek. *Pe* 51a2⁽⁴⁾)

btsun pa dge slong la lhung bzed gcig cig bdog cing mchis
la de nyid kyang spang bar 'gyur ba lta mchis lags sam /
nye bar (Der. *ba*) 'khor yod de / byin gyis ma brlabs par bcangs
na'o /

「大徳、比丘に一つだけの鉢が所有されており、それをも捨てなければならなくなるようなことがございますか?」「ウパーリよ、ある。
adhi-√sthā されることなく、持たれている場合である。」

もし、この adhi-√sthā- を、単なる take possession of (所持する) 等で理解してしまったならば、この問答は全く意味をなさない。この問答からは、adhi-√sthā- が、入手してから所持するまでの間においてなされなければならない (もしなされなかったならば、ただ一つの鉢ですら放棄しなければならなくなるような) 重大な行為であることが窺える。

2 take formal possession of ?

では、そこに formal (正式な) という語が加わったならば、意味が明確になると言えるであろうか? 残念ながら、そうとは言えない。「比丘が衣や鉢を正式に所持する」と言われても「正式な所持」とはどういうことであるのか? それは「正式ではない所持」とどこが異なるのか?

「正式に所持」された衣や鉢とは、一体どのようなものであるのか？ このような疑問が湧いてくるからである。本稿は、これらの疑問に対する回答を試みるものである。既に、こうした試みは、二人の優れた研究者によってなされている。松村恒と Jin-Il Chung である。

松村 (1996: n. 153) は「根本有部律」の「羯恥那衣事」(Kāṭhina-vastu) のテキスト校訂 (サンスクリット) を通じて、そのテキスト中に現れる「衣を adhi-√sthā する」という表現について、脚注において考察を加えている。そこで松村は、Chang の訳語に基づくことを認めつつ、自ら adhi-√sthā を to gain the ownership according to the Vinaya rules と定義している。松村の定義によると、「正式な」所持とは、所有権の獲得を意味することになる。

一方、Chung (1997) は、Hinüber (1970: 104-112) が扱ったサンスクリット断片を再考し、そのうちの I から XI までは「受戒」儀式に関するものでもなく、「羯恥那衣」儀式に関するものでもなく、衣や鉢等の比丘の所有物一般について述べた、『根本薩婆多部律撰』(T. 1458 [24]) に対応箇所を持つサンスクリット断片であると主張している。そして、そのテキスト中に見られるような、衣や鉢に関わる adhi-√sthā- は (the official pronouncement of) the setting in use という意味で理解されるべきであり、従来のドイツ語訳はいずれも不適當であると、強く主張している。Chung の理解には注目すべき点が二点ある。一つは、所有権について全く言及していないという点。いま一つは pronouncement (宣言) について言及している点である。

以下、松村と Chung の両定義を念頭においた上で、つまり adhi-√sthā- が「所有権の獲得」や「宣言」と関わるのかどうかという点に注意しながら、律文献中の用例を見ていく。

3 所有権の獲得？ 宣言？

確かに、諸律において adhi-√ sthā- の意味を明確に説く箇所は存在しない。しかしながら、adhi-√ sthā- のやり方を明確に説く箇所は散在している。まずは、それらのうちから三例を挙げる。いずれも「根本有部律」に見られる用例である。最初のもは、「受戒」儀式に関わる、所謂「羯磨文」(karmavācānā) からの抜粋であり、衣や鉢の adhi-√ sthā- のやり方を説くものである。二つ目は「薬事」(Bhaiṣajya-vastu)⁽⁵⁾、三つ目は「衣事」(Civara-vastu) からの抜粋である。これらの二例は、それぞれ、薬品と遺品の adhi-√ sthā- を説くものであり、従来の先攻研究において全く言及されていない用例である。

1. Example 1 (Upj 11-12; Bhk 61-62)⁽⁶⁾

samanvāhara upādhyāya (/) aham evaṃ nāmā idaṃ cīvaraṃ
saṃghāṭiṃ adhiṣṭhāmi (/) kṛtaniścitaṃ cīvaraṃ pāribhogikaṃ /
(evaṃ dvir api trir api vācyaṃ /) samanvāhara upādhyāya (/)
aham evaṃ nāmā idaṃ cīvaraṃ uttarāsaṃgaṃ adhiṣṭhāmi (/)
kṛtaniścitaṃ cīvaraṃ pāribhogikaṃ / (evaṃ dvir api trir api
vācyaṃ /) samanvāhara upādhyāya aham evaṃ nāmā idaṃ
cīvaraṃ antarvāsaṃ adhiṣṭhāmi kṛtaniścitaṃ cīvaraṃ (kalpi-
kaṃ) pāribhogikaṃ / (evaṃ dvir api trir api vācyaṃ /) ...
samanvāhara upādhyāya (/) aham evaṃ nāmā (—) idaṃ pātraṃ
ṛṣibhājanaṃ bhikṣā- (Upj *bhaikṣa-*) bhājanaṃ (adhiṣṭhāmi, bho-
janapāribhogikaṃ / evaṃ dvir api trir api vācyaṃ /)

*括弧に括られた語や記号は Upj においてのみ見られるものである。

「和尚よ、ご留意下さい。わたくし、なにがしという者は、この衣を『正装用マント』として adhi √ sthā いたします。[これは] 仕上げられた、使うにふさわしい衣です。」(そのように二度目も、三度目も言われるべきである)。「和尚よ、ご留意下さい。わたくし、なにがしという者は、この衣を『上衣』として adhi √ sthā いたします。[これは] 仕上げられた、使うにふさわしい衣です。」(そのように二度目も、三度目も言われるべきである)。「和尚よ、ご留意下さい。わたくし、なにがしという者は、この衣を『下衣』として adhi √ sthā いたします。[これは] 仕上げられた、(適当な、) 使うにふさわしい衣です。」(そのように二度目も、三度目も言われるべきである)。……
 「和尚よ、ご留意下さい。わたくし、なにがしという者は、この聖仙の器を『乞食用の鉢』として (adhi √ sthā いたします。[これは] 食事に使うのにふさわしい器です。」そのように二度目も、三度目も言われるべきである)。

2. Example II (GMs III part1 iv-v)⁽⁷⁾

yāvajjivikaṃ yāvajjivikaṃ adhiṣṭhāya paribhoktavyam / evaṃ ca punar adhiṣṭheyam / hastau nirmadya (Dutt. prakṣālya) pratigrāhayitvā bhikṣoḥ (Dutt. bhikṣūṇāṃ) purataḥ sthitvā (Ms. purata sthatvā) idaṃ syād vacanīyam / samanvāharāyuṣman / aham evaṃ nāmā idaṃ bhaiṣajyaṃ yāvajjivikaṃ adhiti-[ṣṭhāmi (Dutt. /) teṣāṃ arthā]-ya sabrahmacāriṇāṃ ca evaṃ dvir api trir api / yathā yāvajjivikaṃ adhiṣṭhitam (Ms. adhiṣṭhatam) evaṃ yāmikaṃ sāptāhikaṃ vādhiṣṭheyam /

尽形寿薬（生涯蓄えて病気のときに服するもの）は、尽形寿薬として adhi√sthā されてから摂取されるべきである。また次のように adhi√sthā されるべきである。両手を洗い [それを] 手にとって、一人の比丘の面前に立ち、次のように言われるべきである。「ご留意下さい。寿具よ。わたくし、なにがしという者は、[私と] かの同梵行者たちのために、この薬品を『尽形寿薬』として adhi√sthā いたします。」そして、そのように、二度目も三度目も言われるべきである。尽形寿薬が adhi√sthā されたのと同様にして、非時薬（午後以降も摂取できるもの）七日薬（病時において七日間に限って蓄えて服するもの）も adhi√sthā されるべきである。

3. Example III (GMs III part2 145)⁽⁸⁾

bhagavānāha / ānandena sthāpitam bhikṣuṇā prativastu (Ms. prativasunā) mṛtapariṣkārikam adhiṣṭhātavyam / evaṃ ca punar adhiṣṭhātavyam / śayanāsanaprajñaptim kṛtvā gaṇḍim ākoṭya prṣṭhavācīkayā bhikṣūn samanuyujya sarvasaṃghe saṃniṣaṇṇe saṃnipatite ekena bhikṣuṇā jñaptim kṛtvā karma kartavyam / śṛṇotu bhadantaḥ (Ms. bhadantās) saṃghaḥ / asminn āvāse mūla-phalguṇo bhikṣuḥ kālagataḥ / tasya pātracivaram sacīvaracivarīkam ānandasya haste tiṣṭhati / sacet saṃghasya prāptakālam kṣametānujānīyāt saṃghaḥ / yat saṃgho mūlaphalgunasya bhikṣoḥ pātracivaram sacīvaracivarīkam ānandena bhikṣuṇā prativastu (Ms. prativastuno) mṛtapariṣkārikam adhiṣṭhed ity eṣā jñaptiḥ /

世尊は「比丘アーナンダによって、置いておかれて、管理されている品は『死者の資具』として adhi-√sthā されるべきである。そして、このように adhi-√sthā されるべきである。敷物の準備がなされた上で、ガンディーを鳴らして、なぜガンディーが鳴らされたかを説明することによって比丘たちを了解させて⁽⁹⁾、サンガの全員が集まり座った時に、一人の比丘によって白がなされて、羯磨がなされるべきである。『お聞き下さい。大徳サンガよ。この住居において、比丘ムーラパルグナは死に至りました。彼の、衣衾を伴う衣・鉢は、アーナンダの手元にあります。もしも、サンガが、サンガにとって適当な時がやってきたことをお認めになるならば、比丘ムーラパルグナの、衣衾を伴う衣・鉢という、比丘アーナンダによって [置いておかれて] 管理されている品を“死者の資具”として adhi-√sthā するということをご承認下さい』という以上が白である」と仰った。

これら三つの用例に共通して言えることが二点ある。一つは adhi-√sthā- が手続きの一種であり、Chung の指摘通り、宣言を伴うものであるという点。いま一つは、松村の指摘に反して、この手続きの過程において、所有権が獲得されるということは確認できないという点である。ここでは僅かに三例を挙げただけにすぎないが、実にこれら二つの点は、筆者が調べた限り、律文献中の adhi-√sthā- のやり方を説く記述すべてにあてはまる。要は、律文献中の adhi-√sthā- のやり方を説く記述は、adhi-√sthā- が宣言を伴うものであることを示す一方で、所有権の獲得には言及していないのである。

4 二つの対格

ならば、その、宣言を伴う $\text{adhi-}\sqrt{\text{sthā-}}$ は、どのように理解されるべきものなのであろうか？ それを「所有権の獲得」と捉えることに根拠が見当たらないことが判明した今、その点が明らかにされねばならない。ここで、もう一度、先ほど挙げた三つの用例を見てみよう。興味深いことに、三者において、文法的な同構造を見出すことができる。すなわち、 $\text{adhi-}\sqrt{\text{sthā-}}$ が二つの対格をとっているのである。既に、渡辺 (1977: 28, 30) や越智 (1996: 31-32; 2000: 270) は『ラリタヴィスタラ』『華嚴経』『大日経』『初会金剛頂経』等の仏教文献において、二つの対格をとる $\text{adhi-}\sqrt{\text{sthā-}}$ の用例が複数回登場すること、そしてその「 $\text{adhi-}\sqrt{\text{sthā-}}$ X Y」という構文が、いずれも「XをYにする」「XをYに変える」という意味で理解できることを指摘している。彼等の理解を、この律文献における用例にあてはめても差し障りはないであろう。むしろ、先にあげた三例においては、衣や鉢等が、全く別の物に変わってしまっているわけではない。変っているのは、その物に対する名目だけである。つまり、ある物品の名目の変更ないし確定されているのである。例えば、最初の用例であれば、ある衣の名目が、それぞれ「正装用マント」「上衣」「下衣」という名目に変えられて確定されている。同様に、ある容器の名目も「乞食用の鉢」という名目に変えられ確定されている。第二番目の用例においては、ある食品が、薬として用いられる前に、「尺形寿薬」等の名目に変えられ確定されている。同様に、第三番目の用例においても、死亡した比丘の遺品が、相続される前に「死者の資具」という名目に変えられ確定されている⁽¹⁰⁾。

このように $\text{adhi-}\sqrt{\text{sthā-}}$ が「名目の変更ないし確定」を意味していることは、以下に挙げる「パーリ律」中の二つの規定からも明らかである。

● Vin. II 119

sace na hoti parissāvanaṃ vā dhammakarako vā saṅghāṭikaṇṇopi
adhiṭṭhātabbo iminā parissāvetvā pivissāmī ti.

もしも濾水囊や濾水器が無ければ、正装用マントの角さえもが「これ
によって濾過してから飲もう」と〔濾水囊や濾水器として〕 adhi√
sthā されるべきである。

● Vin. IV 246

yā pana bhikkunī akālacivaraṃ kālacivaran ti adhiṭṭhahitvā bhā-
jāpeyya, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ.

さてまた、比丘尼が、非時衣を「時衣である」と adhi√
sthā して分配したならば、波逸提である。

前者は、⁽¹¹⁾ Kieffer-Pütz (2007: n. 128) によっても、「パーリ律」におけ
る、adhi-√
sthā- が宣言を伴うものであることを示す唯一の事例として、
既にとりあげられているが、後者も、⁽¹²⁾ adhi-√
sthā- が宣言を伴うもので
あることを示しているといえる。ti という言葉を含んでいるからである。⁽¹³⁾
そしてまた、これら二つの規則からも adhi-√
sthā- が、所有権の獲得と
は関係がなく、単に名目を変更ないし確定する行為であることが分かる。
前者においては、上衣の角を「濾水囊」或いは「濾水器」という名目に変
えた上で、それを水を濾過するのに用いることが容認されている。上衣の
角から、新たに濾水囊や濾水器が作られるわけではなく、上衣の角に対し
— 192 — 衣や鉢の adhi-√
sthā- (岸野亮示)

て「濾水囊」や「濾水器」という新たな名目を附与しているのである。後者においても同様である。「時衣」も「非時衣」も実体としてはなんら変りはない同じ「衣」である。禁じられているのは、「時衣」を「非時衣」として分配することである。要は「時衣」に対して「非時衣」という名目を附与することが問題とされているのである。

5 使 用 ?

Chung が, *adhi-√sthā-* についての自らの見解を示すにあたって, 所有権の獲得については言及していないことは, 先ほど説明した通りである。Chung は *adhi-√sthā-* が所有権の獲得と無関係であることを既に見抜いていたものと思われる。実に, Chung の見解は, 注意深く, 鋭い。飛躍しすぎず, かつ, 的確に「宣言」について言及している。しかしながら, Chung の見解の中で, 一箇所だけ問題となる箇所が存在する。それは *setting in use* という箇所である。律文献の中には, *adhi-√sthā-* が, 直接的に *use* (使用) とは関わらないことを示唆する用例が存在するからである。最後にそうした用例を二例挙げる。

両者とも「根本有部律」に見られる用例である。前者は「釈尊は毛製の生地を *adhi-√sthā-* することを禁止なさっている」と言って, 布施された毛製の生地を受け取ろうとしなかった比丘たちに対する釈尊の言葉である。布施をした在家者やバラモンたちが非難の声を上げていることを聞き, 釈尊は次のように追認している。

- *Nidāna* (Der. *Pa* 114a1-2; Pek. *Phe* 112a3-4)⁰⁴

Ngas rjes su gngang gis longs la spu thung rnam ni lhag pa'i gos su byin gyis rlobs shig / spu ring po rnam ni yon bdag gir byin gyis

rlobs la bcang gyis shig /

認定するから、受け取りなさい。短毛のものについては「長衣 (atireka-civara)」として adhi-√ sthā しなさい。長毛のものについては「在家者のもの」として adhi-√ sthā しなさい。

この一節は、adhi-√ sthā- が必ずしも「使用」とは関係がないことを窺わせる。というのも、この場合、adhi-√ sthā- された毛製品が、そのまますぐに使用されるとは考え難いからである。むしろ、それらは「長衣」や「在家者のもの」⁽¹⁵⁾ という名のもとに、しばらく保持されると考えられる。

次の用例は、やはり adhi-√ sthā- が直接的に「使用」とは関係が無いことを、異なる角度から示すものである。それは、比丘が adhi-√ sthā- されていない鉢を使用せねばならないことを説く釈尊の言葉である。

一般に、律においては、五綴以上の欠損が無く、十分に使用に耐えうる鉢を有している比丘・比丘尼が、上質の鉢が欲しいからという理由で、新たな鉢を乞い求めて得ることは禁止されている。もし比丘・比丘尼がその規則を破って、新たな鉢を手に入れたならば、その鉢は、その者が属するサンガに放棄され、所謂「鉢回し」が行われる。まず、その放棄された鉢は、最上座の者の前に置かれ、その者が取るよう勧められる。もしその最上座の者が取らなかったならば、二番目に上座の者の前に、その鉢が置かれる。このようにして、比丘・比丘尼としてのキャリアの順番にしたがって、鉢は回される。もしいずれかの者が、その鉢を取ったならば、その者は、代わりにそれまで自分が使用していた鉢を差し出す。そしてその鉢はまた先ほどと同様に、次に上座である者の前に置かれて、その者が取るよ

う勧められる。結果、最初に規則を破り新たな鉢を入手した比丘の手許には「最下」の鉢——それがどんな鉢であれ——が回ってくることになる。「根本有部律」においては、その「最下」の鉢を、*adhi-√sthā*・¹⁶することなく使用せねばならぬことが説かれている。

● The Vinayavibhanga (Der. *Cha* 163b5-7; Pek. *Je* 150a3-5)

yang dge slong gang lung bzed lhan pa lnga med pa / spyad bzod pa yod bzhin du bzang po 'dod pa'i phyir lung bzed sar pa gzhan tshol zhing lung bzed grub na spang ba'i ltung byed do // dge slong des lung bzed de dge slong gi 'khor la dbul bar bya'o // dge slong gi 'khor de'i lung bzed tha mar gyur pa gang yin pa de dge slong de la dge slong khyod kyis lung bzed 'di byin gyis brlab par mi bya / gtang bar mi bya / gzhan la sbyin par mi bya bar chag pa'i mthar thug pa'i bar du khad kyis dal bu dal bus spyad par bya'o zhes sbyin par bya ste / de la de ni cho ga yin no //

もしも、五綴の欠損が無く未だ使用に耐える鉢を持っている比丘が、欲にかられて、別の新たな鉢を乞い求めて得たならば、捨墮罪である。その比丘は、衆僧たちに、その鉢を差し出さなければならない。衆僧たちの「最下」の鉢が「比丘よ、お前は、この鉢を *adhi-√sthā* することなく、放棄することなく、他者に与えることなく、命尽きるまで、丁寧にゆっくりゆっくりと用いなければならない」という言葉とともに、その者に与えられなければならない。以上が儀規である。

この規則は二種類の鉢の存在を前提としている。すなわち、それまで使

用されていた、既に adhi-√ sthā- された鉢と、新たに衆僧から与えられた adhi-√ sthā- されてはならない鉢である。実際、この規則制定の直後、積尊は、二種類の鉢の使用法の違いを、詳細に説いている。これらの記述からは、鉢は adhi-√ sthā- されようがされまいが、使用されることが分かる。言い換えれば、adhi-√ sthā- が、ものを使用するためになされる行為ではないことを示唆しているのである。この場合も、これまでと同様に、衆僧から与えられた二つ目の鉢に対して「乞食用の鉢」という名目を附与することが禁じられていると捉えるのが妥当であろう。⁽¹⁷⁾

結 論

以上、本稿では、衣や鉢等の具体的な物品に関わる adhi-√ sthā- について考察した。その結果をまとめると以下の通りである。

1. adhi-√ sthā- は宣言（それは、言葉を発することによっても、時には心の中で念じることによっても行われる）によって成立する一つの手続きである。
2. adhi-√ sthā- によって所有権が獲得されることを明示する記述は、律の中には見当たらない。
3. 律の中にも adhi-√ sthā- が二つの対格を取る用例が複数回見られる。しかしながら、その用例においては、adhi-√ sthā- された物品が、実際に変化したり、何か別のものに作り変えられたりするわけではなく、単にその名目が変更ないし確定されているだけである。これらを考慮すると、adhi-√ sthā- は、具体的には「ある物品の名目の変更ないし確定」という意味で捉えることができる。

4. adhi-√sthā- は、必ずしも物品の使用のために行われるわけではないことを示唆する記述が、律の中には存在する。

要は、衣や鉢などの具体的な物品の adhi-√sthā- は、宣言を通じて行われるが、それは、誰のものであるかを確定するための行為ではなく、どのようなものであるかを確定するための行為であると言えるのである。ここで注意すべきは、adhi-√sthā- を経た後、そうした物品に対する扱いが、それまでとは変っている点である。単に名目を変更ないし確定しただけであるのに、それを経てはじめて、それらの物品は法に適ったものとして扱われている。ここに adhi-√sthā- の持つ合法化の性質を見ることができる。先行研究の用いている formal 或いは official という言葉が意味しているのもこの点であろう⁽¹⁸⁾。

念のために言っておくと、筆者には take formal possession of という訳語を否定する意図は毛頭ない。むしろ、その take formal possession of という行為が、具体的にはどのような意味内容であるのかを明らかにしようと試みただけである。そうした試みを通じて、上記の四点が明らかになった。むろん、これらの四点は、限られた資料を用いての暫時的な結論である。「資料」において述べた通り、本考察の殆どは「根本有部律」に拠るものであり、他の律文献においては adhi-√sthā- が異なる意味で用いられている可能性も否定できないからである。

また、筆者が試訳において「adhi-√sthā- する」云々の奇異な表現を用いたことには二つの理由がある。一つには、先に挙げた四点からは take formal possession of にとって代わるような適当な訳語を導きだすことができなかったからであり、二つには、律文献に見られる adhi-√sthā- の訳語を決定する前には、それが、渡辺の提唱する「加持」とどの

ような関係にあるのかという点が、先ず明らかにされる必要があると筆者は考えているからである。

註

* 本稿は、三島海雲記念財団（カルピスを開発したことで名高い三島海雲翁によって創設された財団）の平成20年度学術研究奨励金を受けての研究成果の一部である。

(1) 多くの先行研究は、所謂「長衣」や「長鉢」の定義に拠っている。それらは、例えば「パーリ律」においては以下の通りである。

● atirekacivaram nāma anadhiṭṭhitam avikappitam. (Vin. I 196).

● atirekapatto nāma anadhiṭṭhito avikappito. (Vin. I 243).

「根本有部律」においても、ほぼ同じ定義となっている。西藏語訳においては byin gyis brlab pa という言葉が使われており (Der. *Cha* 42a3, 158b2; Pek. *Je* 38b4-5, 144b7) 漢訳においては「受持」や「守持」という語が見られる (T. 1442 [23] 711c26, 744b13)。他広律においては、定義そのものは微妙に異なるが、その定義中に、或はその前後において「受持」という語が見られる：『四分律』(T. 1428 [22] 731c10) 『五分律』(T. 1421 [22] 23b28-c2, 34c12-13) 『十誦律』(T. 1435 [23] 30b11-20, 53b19-c1) 『摩訶僧祇律』(T. 1425 [22] 292b9-293c11, 314c21-315a9)。

(2) Oda 988c, Iwanami 500b, SCJD 254a, Mvy. 908 [910].

(3) 『四分律』(T. 1428 [22] 659b27-c8, 866b21-22) 等。

(4) *Uttaragrantha* は、少なくとも西藏語訳においては明らかに二つ現存する。'Dul ba gzhung bla ma と 'Dul ba gzhung dam pa である。前者は未完であり、ただ一つの章 (所謂「ウパーリ問答」) から成る。後者は、(おそらくは) 完全であり、「ウパーリ問答」以外にも *Muktaka* や *Nidāna* をはじめとする10ないし11の章から成る (Matsumura [1992: n. 1], Schopen [2001: 101], Clarke [2001: n. 13], 岸野 [2006] を参照)。'Dul ba gzhung dam pa の「ウパーリ問答」における同問答 (Der. *Na* 132a1; Pek. *Pe* 122a3-4) は以下の通り。

btsun pa dge slong gis lhung bzed gcig mchis la mchis bzhin du lhung
bzed gcig po de spang bar 'gyur ba mchis sam upāli yod de / byin gyis
ma brlabs par bcangs pa'o /

(5) 「パーリ律」においても、薬品に関わる記述の中で adhi-√ sthā- が使わ

れている用例を、少なくとも二カ所確認することができる (Vin. I 205, Vin. III 252)。

(6) Tib. Eimer 136-140.

'di ltar byin gyis brlab par bya ste / ... 'di skad ces brjod par bya ste / mkhan po dgongs su gsol / bdag ming 'di zhes bgyi ba'i chos gos bgyis lags pa rung ba spyad par 'os pa 'di chos gos snam sbyar du byin gyis brlab bo // ... 'di chos gos bla gos su byin gyis brlab bo // ... 'di chos gos mthang gos su byin gyis brlab bo // ... bdag ming 'di zhes bgyi ba'i lhung bzed zas la spyad par 'os pa drang srong gi snod 'di bslang ba'i snod du byin gyis brlab bo // de bzhin du lan gnyis lan gsum du bzlas /

M. Schmidt (1993: 251-252) が校訂した「根本有部律」系の karmavācānā においても、比丘尼の「受戒」儀式における衣や鉢の adhi-√sthā- のやり方が、以下のように説かれている。

samanvāhara upādhyāyike aham evan nāmikā idaṃ cīvaraṃ saṃgṭīm adhiṣṭhāmi kṛtapariṇiṣṭhitañ cīvaraṃ kalpikaṃ pāri(bho)g(i)kaṃ / ... evam uttarāsaṅgam antarvāsaḥ kusūlakaṃ saṃkakṣikā cādhiṣṭhātavyā /... samanvāhara upādhyāyike aham evaṃ nāmikā idaṃ pātraṃ ṛṣibhājanaṃ bhikṣābhājanam adhiṣṭhāmi [bho]jane kalpikaṃ pāribhogikaṃ /

また他の諸広律に関しては『摩訶僧祇律』(T. 1425 [22] 413a27-b1, 472b20-23) において「受持」の語が使用されていることが確認される。

(7) Tib. Der. Ga 279a7-b3, Pek. khe 261b2-4; 漢訳 T. 1448 [24] 1c7-11.

'tsho ba'i bar du bcang ba ni 'tsho ba'i bar du bcang bar byin gyis brlabs nas yongs su spyad par bya'o // byin gyis brlab pa ni 'di ltar bya ste / zan ma zos pa'i mdun (Pek. 'dun) du lag pa gnyis bkrus nas byin len byas te / dge slong zhig gi mdun du 'dug nas 'di skad ces brjod par bya'o // tsho dang ldan pa dgongs su gsol / bdag cag ming 'di zhes bgyi ba'i sman ni bdag dang tshangs pa mtshungs par spyod pa rnams kyi don du 'tsho ba'i bar du bcang bar byin gyis brlab bo // de bzhin du lan gnyis lan gsum du brjod (Pek. rjod) do // 'tsho ba'i bar du bcang ba byin gyis brlab pa ji lta ba de bzhin du thun tshod du rung ba dang / zhag bdun pa yang byin gyis brlab par bya'o //

應如是守持。先洗淨手。受取其藥。對一苾芻。蹲踞執藥。作如是言。具壽存念。我苾芻某甲。有是病緣。此盡壽藥。我今守持。為服用故。并同梵行者。如是三說。若七日藥更藥。准此守持。

- (8) 西藏語訳は、以下に示すように内容が少し異なる。「サンガが比丘アーナンダを管理人として $\text{adhi}\sqrt{\text{sthā}}$ する」という内容になっているのである (Der. *Ga* 114a1-5; Pek. *Nge* 109b4-8)。

bcom ldan 'das kyis bka' s tsal pa / shi ba'i yo byad kyi skyin (Pek. *b skyin*)
par dge slong kun dga' bo byin gyis brlab par bya'o // byin gyis brlab pa
yang 'di ltar bya ste / gaṅḍi brdungs la dge 'dun thams cad tshogs shing
mthun (Pek. *'thun*) par gyur pa dang / dge slong gcig gis gsol bar bya'o //
'di ltar bya ste / gnas mal bshams (Der. *bsham*) par byas la gaṅḍi brdungs
te dris pa'i tshig gis dge slong rnams la yang dag par bgo la / dge 'dun
thams cad tshogs shing mthun (Pek. *'thun*) par gyur ba dang dge slong
gcig gis gsol ba byas te las bya'o // dge 'dun btsun pa rnams gsan du gsol /
gnas 'dir dge slong khrums stod gum na de'i lhung bzed dang chos gos /
gos dang gos kyi rin dang bcas pa kun dga' bo'i sug pa na mchis kyis gal
te dge 'dun gyi dus la bab cing bzod na dge 'dun gyis gnang bar mdzod cig
dang / 'di ltar dge 'dun gyis dge slong khrums stod gum pa'i yo byad lhung
bzed dang chos gos / gos (Der. omits / *gos.*) dang gos kyi rin du bcas pa'i
dngos po'i skyin par dge slong kun dga' bo byin gyis brlab par bgyi'o //
'di ni gsol ba'o //

- (9) Schopen (2001: n. 79) を参照。

(10) 死亡した比丘の衣に関して、「パーリ律」(Vin. I 308-309) においては「死者衣として $\text{adhi}\sqrt{\text{sthā}}$ する (*matakacivaram adhiṭṭhāti*)」という表現が見られる。また『四分律』(T. 1428 [22] 866a29, b3-16), 『摩訶僧祇律』(T. 1425 [22] 478c25-480a14) においても、それぞれ「命過(比丘)衣」「無常衣」という特定の名目のものとした上で分配することが説かれている。ただしそこにおいては「受持」という言葉は見られない。

(11) 他広律に関しては、『摩訶僧祇律』(T. 1425 [22] 373a2) に同内容の規則が存在し、そこでも「受持」という言葉が見られる。

(12) 他広律に関しては、『五分律』(T. 1421 [22] 84a8) において、非時衣を時衣と「作」して受けることを禁止する規則が存在する。ただし、そこには「受持」等の言葉は見られない。また「根本有部律」においては、これと同種の、ある目的で布施された施物を、別の名目で使用することを禁じる規則が四つ存在する。それら四つの規則において、西藏語訳 (Der. *Ta* 194b7-197a6, Pek. *The* 168b8-171a1) では *byin gyis rlob pa* という言葉が見られる(義浄訳には「守持」も「受持」も見られない)。

(13) むろん *ti* という言葉は、発話されたことだけでなく単に思考されたこと

も指しうるので、ここでの宣言が、実際に言葉を発してのものであるかどうかは分からない。事実、「根本有部律」においては adhi-√ sthā- の宣言が、心の中でなされるだけで成立することを認める釈尊の言葉が見られる。例えば *Muktaka* においては、音をたててはならない状況下で布薩を実行せねばならぬ比丘たちに対して、釈尊は、無言で実行することを認め（詳しくは岸野 [2008: pp. 242-243] を参照）、さらには、次のように明言している (Der. *Pa* 148b2; Pek. *Phe* 144b2)。

dge slong rnam chos gos byin gyis brlab pa dang / gos bsngo ba dang /
gso sbyong (Der. *gso sbyin*) dang / tshul nas byung ba 'di bzhi ni sems
bskyed pa tsam gyis 'grub bo /

この一節からは、布薩と同様に、衣の adhi-√ sthā- についても、思念するだけで (sams bskyed pa tsam gyis) 成立することが読み取れる。

- (14) 漢訳 T. 1452 [24] 429a27-b1.

佛言。應為受取作彼物想守持而用。若是毛短體輕薄者，此物應作長衣持之。凡是大長毛等物，咸應作彼施主物心而為蓄用。

- (15) 「在家者のもの」という言葉が「在家者が着る衣全般（白衣）」を意味するのか、あるいは「所有権が、布施した在家者にとどまっている衣」を意味するのか判断がつかないが、後者であれば、adhi-√ sthā- が所有権の獲得と無関係であることはよりいっそう明らかとなる。

- (16) 漢訳 T. 1442 [23] 745c7-12.

若復苾芻有鉢，減五綴堪得受用，為好故更求餘鉢，得者泥薩祇波逸底迦。彼苾芻當於衆中捨此鉢。取衆中最下鉢，與彼苾芻。報言。此鉢還汝不應守持，不應分別亦不施人，應自審詳徐徐受用，乃至破來應護持。此是其法。

- (17) 平川 (1972, 1993) が指摘する通り、律においては、比丘・比丘尼が複数の種類の衣鉢を所持していたことを示す記述が散見される。衣に関しては、「三衣」(tricivara) 以外の名目で adhi-√ sthā- することが認められていたようである。例えば、「根本有部律」(Der. *Pa* 180a2-b3, Pek, *Phe* 174b2-175a2, T. 1452 [24] 447c13-448a10) においては、ある衣を「三衣」ではなく「十三資具」(yo byad bcu gsum; MVy. 8933-8945 [8873-8885]) として adhi-√ sthā- するよう説く釈尊の言葉が見られる。一方、鉢に関しては、「乞食用の鉢」という一種類の名目でしか adhi-√ sthā- することは認められていなかったようである。例えば、大衆部系の比丘尼律 (T. 1425 [22] 525b14-16, Roth § 176) においては、比丘尼が所持することのできる16種類の鉢についての記述があり、そのうちの一つが「乞食用の鉢として」「受持」されるべきもの (adhiṣṭhihitavyaṃ) であり、三つが「浄施」されるべき

もの (vikalpayitavyāni) であり、それ以外のものは、「受持」も「淨施」もされることがなく所持されるものであることが説かれている。

- (18) 「根本有部律」には、本文中に引用した用例以外にも adhi-√ sthā- を羯磨の一つとして教える記述が散見される (gCig las 'phros pa [gCig las 'dzegs pa] Der. Pa 30a4, 33a1, Pek. Phe 30a3, 31b4; bCu drug tshan [bCu drug pa] Der. Pa 68b4-7, Pek. Phe 67a2-5)。これらもまた adhi-√ sthā- が適法性に関わる重要な行為の一つであることを示す傍証であると言える。

略 号

- Bhk = *Two Buddhist Vinaya Texts in Sanskrit, Prātimokṣa Sūtra and Bhikṣukarmavākya*. Edited by Ankul Chandra Banerjee, Calcutta. 1977.
- BHSD = *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, Vol. II: Dictionary. Edited by Franklin Edgerton, 臨川書店, 1985. (Reprinted from the original edition of 1953).
- Eimer = *Rab tu 'byuñ ba'i gzi (Pravrajyāvastu)*. *Die tibetische Übersetzung des Pravrajyāvastu im Vinaya der Mūlasarvastivādins*, Teil II (Asiatische Forschungen 82). Edited by Helmut Eimer, Wiesbaden, 1980.
- Der = Tibetan Tripiṭaka, sDe dge edition.
- GMs = *Gilgit Manuscripts*, Vol. III, Part4. Edited by Nalinaksha Dutt, Delhi: Sri satguru, 1943 [1984].
- Iwanami = *Iwanami Bukkyō Jiten (The 2nd Edition)* 岩波仏教辞典 (第二版). Edited by 中村元, 福永光司, 田村芳郎, 今野達, 末木文美土. 東京: 岩波書店, 2002.
- Ms = *Gilgit Buddhist Manuscripts (Facsimile Edition)*, Part6. Edited by R. Vira and L. Chandra, 1974.
- MVy = *Mahāvīyūtpatti*: 梵藏漢和四訳対校翻訳名義大集. 2 vols. Edited by 榊亮三郎, 東京: 鈴木学術財団, 1916; *A New Critical Edition of the Mahāvīyūtpatti: Sanskrit-Tibetan-Mongolian Dictionary of Buddhist Terminology* 新翻訳名義大集 (*Studia Tibetica* 16. *Materials for Tibetan-Mongolian Dictionaries* 1). Edited by 石濱裕美子&福田洋一, 東洋文庫, 1989.
- Oda = *Bukkyō Daijiten* 仏教大辞典, Edited by 織田得能, 東京: 大蔵出版, 1995 (Reprinted from the original edition of 1917).
- Pek = Tibetan Tripiṭaka, Peking edition.
- Roth = *Bhikṣuṇī-Vinaya: Manual of Discipline for Buddhist Nuns*. Edited

- by Gustav Roth, Patna, 1970.
- SCJD = *Sanskrit-Chinese-Japanese Dictionary* : 漢訳対照梵和大辞典 (増補改訂版). Edited by 荻原雲来. Seen through the press by 辻直四郎, 東京: 鈴木学術財団, 1979.
- T = 大正新修大藏經 (Chinese Tripiṭaka).
- Upj = *Upasampadājñaptiḥ*. Edited by B. Jinananda, Patna: Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, 1961.
- Vin = *The Vinaya Piṭakam: One of the Principal Buddhist Holy Scriptures in the Pāli Language*, 5 vols. Edited by Hermann Oldenberg, London: The Pali Text Society, 1879-1883 [1969-1982] .

参考文献

- Chang, Kun
A Comparative Study of the Kaṭhinavastu, s'-Gravenhage. 1957.
- Chung, Jin-il
 “Two karmavācanā Texts of the Mūlasarvāstivādins: cīvarādhiṣṭhāna and pātrādhiṣṭhāna”, *Bauddhavidyāsudhākaraḥ* (Indica et Tibetica 30), Göttingen, pp. 39-54. 1997.
- Clarke, Shayne
 「The Mūlasarvāstivāda Vinaya Muktaḥ 根本説一切有部目得迦」『仏教研究』30, pp. 81-107, 2001.
- Hirakawa Akira (平川彰)
 「三衣について」『佐藤密雄博士古稀記念: 仏教思想論叢』山喜房佛書林, pp. 251-275. 1972.
 『二百五十戒の研究II (平川彰著作集第15巻)』春秋社。1993。
- Kieffer-Pülz, Petra
 “Stretching the Vinaya Rules and Getting Away with It”, *Journal of the Pali Text Society* 24, pp. 1-49, 2007.
- Kishino Ryōji (岸野亮示)
 「二つの『ウッタラグラント』(「ウパーリ問答」の考察)」『印度学仏教学研究』55(1), pp. 385-382, 2006.
 「律文献に散見される adhi-√sthā の用語について」『日本仏教学会年報』73, pp. 239-255, 2008.
- Matsumura Hisashi (松村恒)
 “On the transformation of the Vinayavastu of the Mūlasarvāstivādins”,

- Buddhist Heritage in India and Abroad*, Delhi: Sundeep Prakashan, pp. 169-189. 1992.
- “The Kaṭhinavastu from the Vinayavastu of the Mūlasarvāstivādins”, *Sanskrit-Texts aus dem buddhistischen Kanon Neuentdeckungen und Neuedition III* (SWTF, Beiheft 6), Göttingen, pp. 149-239. 1996.
- Ochi Junji (越智淳仁)
- 「大日経の神変加持」『高野山大学創立百十周年記念・高野山大学論文集』 pp. 17-47, 1996.
- 「初期金剛頂経の神変加持思想」『高木神元古稀記念論集・仏教文化の諸相』 pp. 269-303, 2000.
- Schmidt, Michael
- “Bhikṣuṇī-Karmavācanā: die Handschrift Sansk. c. 25 (R) der Bodleian Library Oxford”, *Studien zur Indologie und Buddhismuskunde* (Indica et Tibetica 22), Bonn, pp. 239-288, 1993.
- Schopen, Gregory
- “Dead Monks and Bad Debts: Some Provisions of a Buddhist Monastic Inheritance Law”, *Indo-Iranian Journal* 44, pp. 92-148, 2001. (Reprint: *Buddhist Monks And Business Matters*, University of Hawai'i Press, pp. 122-169, 2004).
- von Hinüvor, Oskar
- “Eine Karmavācanā-Sammlung aus Gilgit”, *Zditschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 119, pp. 102-132, 1970.
- Watanabe Shōkō (渡辺照宏)
- 「Adhiṣṭhāna (加持) の文献学的試論」『成田山仏教研究所紀要』2, pp. 1-91, 1977. (『渡辺照宏仏教学論集』筑摩書房, pp. 461-555, 1982 に再録) .